

令和6年度 前橋市 不妊治療費助成事業のご案内

◇助成対象の治療期間

(A)一般不妊治療 (B)生殖補助医療 (C)男性不妊治療

いずれも令和6年1月1日から同年12月31日まで

◇前橋市不妊治療費助成事業の概要

- 1 助成を受けるための要件
- 2 助成対象となる不妊治療
- 3 助成対象の治療期間
- 4 助成額
- 5 申請期限
- 6 年度切替による経過措置
- 7 申請に必要な書類
- 8 申請方法
- 9 注意点
- 10 問い合わせ先

申請期限 令和7年2月28日(金)

※年度切替による経過措置

申請期限 令和6年5月31日(金)

前橋市不妊治療費助成事業の概要

1 助成を受けるための要件

- (1) 不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦（事実婚を含む）であること
- (2) 夫婦の両方又はいずれか一方が令和5年12月31日以前かつ申請日の1年以上前から引き続き前橋市に住所を有していること
- (3) 医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること
- (4) 申請日において市税の未納がないこと

2 助成対象となる不妊治療・検査

産婦人科及び泌尿器科の保険医療機関で受診した次に掲げる治療が助成対象です。

(A)一般不妊治療

超音波検査・ホルモン検査・子宮卵管造影検査・精液検査・フーナーテスト
薬物療法、タイミング法、排卵誘発法、人工授精等の一般不妊治療
下記(C)に該当しない男性不妊治療（精索静脈瘤治療等）
その他医師が必要と認めた不妊検査・不妊治療

(B)生殖補助医療（※いわゆる「特定不妊治療」）

採卵・体外受精・顕微授精・胚凍結・胚移植

対象となるオプション治療

生殖補助医療のうち、上記に加えて実施されることのあるオプション治療で、保険適用のもの（アシステッドハッチング、高濃度ヒアルロン酸含有培養液）、先進医療（※）として保険と併用したものは対象になります。

※先進医療は随時更新されるので、厚生労働省のホームページでご確認ください。

(C)男性不妊治療

上記(B)生殖補助医療に伴う精巣内精子採取術の手術

※採卵準備前に行った手術で、精子が得られない又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合は、男性不妊単独でも助成対象となります。（精子回収の有無により確認）

助成対象外の主なもの

夫婦以外の第三者の精子・卵子等を用いた生殖補助医療（第三者の精子提供による人工授精、第三者の卵子・胚提供、代理懐胎）

鍼灸治療、サプリメント、入院費（食事代、差額ベッド代等）、妊娠確認時の検査（自費によるもののみ）、卵子又は精子の凍結保存管理料・維持管理料、胚凍結保存維持管理料、成功報酬、文書作成料

注意

- ①前橋市不育症治療費助成事業及び他自治体の不妊治療費助成事業と重複しての申請はできません。
- ②胚凍結保存管理料のうち、胚凍結保存管理料（導入時）は対象ですが、胚凍結保存維持管理料は対象外です。

3 助成対象の治療期間

令和6年1月1日から同年12月31日まで

4 助成内容・助成額

(1) (A)一般不妊治療と(B)生殖補助医療に対する助成額

対象期間内に (A) と (B) に要した医療費の自己負担額(※)の2分の1以内とし、15万円を限度とします。（100円未満の端数は切り捨て）

(2) (C)男性不妊治療に対する助成額

対象期間内に**男性不妊治療に要した医療費の自己負担額(※)の2分の1以内**とし、**5万円**を限度に上記(1)に上乗せします。(100円未満の端数は切り捨て)

ただし、医療費のうち、保険適用分は月の上限額を5万円としその合計と自由診療分の合計が自己負担額(助成対象額)となります。様式第2号裏面の表をご参照ください。

※高額療養費制度等の公的給付を積極的にご利用ください。

※上記(1)と(2)それぞれの上限額に達するまで、同一年度内は複数回申請することができます。ただし、申請毎に添付書類を揃えていただく必要があります。

※令和4年度から通算回数の制限を撤廃しました。令和3年度までに前橋市一般不妊治療費助成金交付を通算3回受けた方又は令和4年度までに不妊に悩む方への特定治療事業助成金交付を上限回数受けた方も申請できます。

5 申請期限

令和7年2月28日(金) 郵送の場合は、必着です。

※例年、申請期限直前は窓口が大変混み合います。申請書類が揃った方は早めに申請してください。

※医療機関が発行する受診証明書は、医療機関によっては2週間～1か月程度要することがあります。申請期限に間に合うようにご準備ください。

6 年度切替による経過措置(申請期限:令和6年5月31日(金))

令和6年1月1日から同年3月31日までに本市から転出した方が、1の要件を満たしており(ただし、1(2)の要件は転出日において令和5年12月31日以前かつ1年以上前から前橋市に住所を有していたこととする)、令和6年1月1日から同年3月31日までの前橋市に住所を有していた間の不妊治療に要する医療費に限り、令和6年5月31日(金)までに申請してください。

※【追加書類】戸籍謄本、住民票

※【要連絡】申請前に必ずこども支援課へお電話ください。

7 申請に必要な書類

(1) 必須のもの

1 前橋市不妊治療費助成金交付申請書兼実績報告書

(様式第1号:保健センター及び前橋市ホームページに所定の様式があります)

2 前橋市不妊治療費助成事業受診等証明書

(様式第2号:保健センター及び前橋市ホームページに所定の様式があります)

※不妊治療を行ったこと及び治療費用を証明するもので、医療機関へ記入を依頼してください。(作成に日数がかかる場合がありますので、医療機関にご確認ください。)

※院外処方がある方は、処方箋が発行された医療機関で、証明を受けてください。

※不妊治療の主治医の紹介により産婦人科及び泌尿器科以外の医療機関を受診した方は、不妊治療の主治医に証明を受けるか又は主治医による紹介であることの証明が必要です。

3 未納税額のない証明【完納証明】(前橋市税のみ・夫婦それぞれのもの)

…前橋市税において、未納がないことを証明するものです。

(【各種税金の納税証明書】ではありませんので、ご注意ください。)

※申請の1か月以内に発行したもの

※交付窓口[市役所2階市民税課、支所、市民サービスセンター、コミュニティセンター、前橋プラザ元気21]で取得できます。(保健センターに隣接する「第二コミュニティセンター」でも取得できます。)

※市外の方も前橋市税の未納が無いことを確認するため、必要になります。

(市外の方の交付方法については、前橋市収納課 027-898-6226 にお問合せください。)

□ 4 不妊治療費の領収書と診療明細書（原本）

※領収書の内容確認のため、診療明細書が必要になります。内容確認ができないと助成対象にできない場合があります。

※領収書を紛失した場合は、助成できません。

※申請受付後は、領収書を返却できません。確定申告（医療費控除）等で領収書が必要な方は、領収書・診療明細書の原本とコピーの両方をご提出ください。

●コピーの方法：日付順、縮小は71%まで（A3→A4が目安）

（注意）70%以下に縮小したもの、汚損しているものは取り直していただきます

・窓口申請の場合は、原本に受付済の印を押し、その場でお返しします。

・郵送申請の場合は、下記7（2）をご覧ください。

□ 5 振込先口座の通帳（表紙裏）や口座情報が分かるもののコピー

※口座は、申請者の口座に限ります。

□ 6 健康保険証（検査又は治療した方のもの）のコピー

※領収書に妻と夫の領収書がある場合は、それぞれの保険証のコピーが必要です。

※マイナンバーカード連携の確認はできませんので、健康保険証のコピーをご提出ください。

（2）必要に応じて添付するもの

- 7 戸籍謄本 ①単身赴任等で夫婦の一方が市外に住所を有する場合
②夫婦ともに市内に居住しているが住所や世帯が異なる場合
③事実婚の場合

- 8 住民票 単身赴任等で夫婦の一方が市外に住所を有する場合

- 9 事実婚に関する申出書 事実婚の場合

8 申請方法

（1）窓口へ提出

提出場所：前橋市こども支援課（前橋市保健センター2階窓口）

開庁時間：月曜～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで（祝祭日・年末年始は除く）

（2）郵送で提出

郵送先：〒371-0014 前橋市朝日町3-36-17 前橋市こども支援課おやこ健康係 宛て

注意

①郵送での申請を希望する方は、事前にこども支援課へお電話ください。

②書類に不備がある場合に追加で発生する郵送費は、申請者負担となります。

③レターパック等の配達記録の残る方法での郵送をお願いします。配達記録の残らない郵便物の不着事故等に関しては、責任を負いかねます。

領収書の原本返却用のレターパック

領収書の原本の返却を希望される方は、必ず返信用のレターパックを同封してください。

9 注意点

市外へ転出後は、いかなる理由でも受け付けることができません。転出予定がある方で、やむを得ない理由により転出前に書類の準備ができない方は、転出前にこども支援課にご相談ください。

10 問い合わせ先

前橋市こども未来部こども支援課おやこ健康係

〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36番17号 前橋市保健センター2階

電話 027-220-5704（直通）



詳しくは、前橋市のホームページをご覧ください↑

